

平成 18 年 度

監 査 報 告

第 1 回 定 期 監 査 結 果 報 告

第 1 回 財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

横 浜 市 監 査 委 員

目 次

第1回定期監査結果報告	3ページ
第1 定期監査（事務関係）	5ページ
第2 定期監査（工事関係）	13ページ
第1回財政援助団体等監査結果報告	17ページ
参考資料	
財政援助団体等監査の対象団体の概要	26ページ

監査報告第6号
平成18年12月25日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市監査委員	布 施 勉
同	須須木 永 一
同	相 川 光 正
同	石 井 睦 美

平成18年度第1回定期監査及び
第1回財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり提出する。

第 1 回定期監査結果報告

第 1 定期監査（事務関係）

第 2 定期監査（工事関係）

第1 定期監査（事務関係）

1 監査の対象及び範囲

主として平成17年4月1日から平成18年8月31日までに執行された財務に関する事務について、次の局及び区を対象に監査を行った。

(1) 財務に関する事務全般について実施した局及び区

- ア 都市経営局
- イ 行政運営調整局
- ウ 経済観光局
- エ 南区（総務部及び土木事務所）
- オ 戸塚区（総務部及び土木事務所）
- カ 瀬谷区（総務部及び土木事務所）

(2) 財務に関する事務のうち、財政援助団体等監査の対象となった団体に関する事務について実施した局

- ア 交通局（横浜市交通局厚生会）
- イ 教育委員会事務局（横浜市立学校教職員互助会及び横浜市国際学生会館）

2 監査の期間

平成18年9月1日から平成18年12月14日まで

3 監査の方法

今回の監査は、監査対象とした局及び区の財務に関する事務（収入、支出、契約、検査、財産管理等）が、関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか、また、事務、事業等が効率的・効果的に執行されているか、などについて実施した。

また、監査に当たっては、それぞれ抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

対象とした局及び区の実務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

なお、財政援助団体等監査の対象となっている各団体に関する事務において改善、検討の必要があると認められた事項については、財政援助団体等監査結果報告を参照されたい。

また、監査の期間中に、監査対象とした局及び区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した（以下の監査においても同様）。

(1) 「調査季報」の適正な受払記録を求めるもの（都市経営局）

都市経営局では、政策研究誌「調査季報」を年2回発行し（平成17年度発行部数合計6,000部のうち有償予定分1,800部）、市民情報センターの刊行物サービスコーナー等で有償頒布を行っている（頒布価格500円）。平成17年度においては約930冊を販売し、約43万円の販売収入があった。

そこで、同誌の管理状況をみたところ、有償分・無償分を含めた受払記録が行われておらず、在庫も把握されていなかったため、適正な管理を行われたい。

【対象局が講じた措置内容】

都市経営局では、平成18年11月から、有償分・無償分の受払と在庫を記録し、発行物の適正管理を行うこととした。

(2) 外国人を対象とする横浜市民間住宅あんしん入居事業について委託業務の成果の確認を求めるもの（都市経営局）

横浜市民間住宅あんしん入居事業（まちづくり調整局所管）は、民間賃貸住宅への入居に困窮している外国人、高齢者、障害者等に対し、住居探しや入居手続等の支援を行う事業であり、そのうち外国人を対象とする支援については、都市経営局がNPO法人に業務を委託し、対象者の支援（通訳・翻訳等）を行っている。

そこで、事業実績を確認したところ、NPO法人が相談を受けた全件数についての報告はあったものの、当該委託事業に関する実績報告書は提出されていないため、支援内容や件数等の実績が把握できない状況であった。

については、業務委託の成果を確認できるよう見直されたい。

【対象局が講じた措置内容】

都市経営局では、平成18年11月から、横浜市民間住宅あんしん入居事業の相談について、様式を作成し、入居支援（事業に関する説明・相談、制度利用希望者の資格確認等）及び居住支援の相談件数とともに主な相談内容を具体的に明記して、月単位で報告させることとした。

(3) 職員被服について適切な在庫管理を求めるもの（行政運営調整局）

行政運営調整局は、「横浜市被服貸与規則」に基づき、業務上必要な職員に被服を貸与している（平成17年度決算額約1億6,000万円）が、新採用職員や急な人事異動等の緊急対応のため、倉庫に被服の在庫を保管している（約120種類）。

そこで、被服の倉庫での在庫管理状況をみたところ、種類別に分類して保管し、倉庫業者から不定期に提出される数量リスト（平成18年2月、4月及び5月の計3回。平成17年3月のみ委託で作成）及び在庫の配送等の指示書をもって在庫管理記録としていた。

しかし、サイズ別に抽出し実地確認を行ったところ、個々の過不足数を合計すると、例えば窓口作業服（単価3,300円）は約30着、外勤ブレザー（単価14,000円）は約50着、安全半編上靴（単価4,500円）は約40足が、それぞれ把握している数量とは異なっていた。

については、定期的な棚卸しや継続的な受払状況の確認をするなど、在庫管理を適切に行い、発注前の数量把握に努められたい。

(4) 委託業務の検査・確認について徹底を求めるもの（行政運営調整局）

行政運営調整局では、国勢調査で使用した個人情報に記載された文書の廃棄については、溶解処分を専門業者に委託している。

そこで、発注した委託業務の検査・確認状況についてみたところ、密封梱包して業者に引き渡した後、溶解処分証明書は受領していたものの、引渡し時に重量を把握しておらず、また、溶解処分時に立会いを行っていなかった。

「行政文書を廃棄する際の注意事項等について（通知）」によると、「廃棄文書を現文書のまま処分施設へ搬送する場合は、処分業者任せにすることなく、立ち会い、同乗するなどして処分前に文書の紛失等の事故が起こらないよう十分な確認を行う」こととされていることから、今後は引渡し重量の確認を行うとともに検査・確認の徹底を図られたい。

(5) 適正な財産管理を求めるもの（行政運営調整局）

行政運営調整局が所管する磯子区滝頭二丁目の土地（普通財産）について、横浜市交通局厚生会等が駐車場等として継続的に使用しているが、文書による使用承諾手続を行わずに、無償で利用されている状況であるため、使用者及び使用状況等を調査し、使用を承諾する場合には「横浜市公有財産規則」に従い、適正な財産管理を行うよう改められたい。

(6) 公益用地の活用について検討を求めるもの（行政運営調整局）

（意見）

平成15年度に中期土地利用計画を定め、公募売却等により保有土地の処分の促進に努めているが、「横浜市宅地開発要綱」等に基づき開発時に確保した公益用地については、区が主体的にまちづくりを進めるために活用できるよう、原則として地域利用を優先的に行う土地として売却は行っていない。

そこで、この公益用地の活用状況についてみたところ、公益的施設の設置などに活用するもの以外の小規模な公益用地等について、貸付等の権限を区へ移譲しホームページや区役所窓口等で利用を公募しているが、その多くが閑静な住宅街の中に位置し

ているため、平成18年11月現在公募している501件のうち、利用予定又は利用決定しているものは61件（12.2%）と低い状況であった。

については、こうした公益用地については、住宅以外の利用が難しいと考えられることから、地元の状況を踏まえつつ、売却も含め、個々の土地の状況に適した活用の方策を検討されたい。

(7) 適正な歳入の調定を求めるもの（行政運営調整局）

行政運営調整局では、職員給与・手当の既支給額について、金額を減額変更すべき事情が発生した場合に、該当職員に返還・督促等を求めているが、その際に同歳入の調定が行われておらず、事後調定となっていた。

については、適時に歳入の調定を行われたい。

【対象局が講じた措置内容】

行政運営調整局では、平成18年11月に、過年度給与等の請求分（1,329,286円）について調定を行った。

(8) 自動車通勤の自粛指導及び事務所等敷地内駐車場の基準等を定めることを求めるもの（行政運営調整局、南区及び戸塚区）

南土木事務所及び戸塚土木事務所では、それぞれ11人及び6人の職員が自動車通勤届を出しており、通勤用に使用している自家用車については、使用許可などの手続を経ることなく、事務所敷地内への無償での駐車を認めていた。

については、通勤時の自家用車の利用については自粛するよう副市長依命通達が出されていることから、指導を徹底されたい。その上で、自動車通勤がやむを得ないと認められる場合で、近隣に民間駐車場がなく、かつ業務に支障のない範囲で事務所敷地内に職員の通勤車両の駐車を認める場合には、行政財産の目的外使用許可により、近隣地域の水準も考慮した相応の使用料を徴収するなど、適切な手続により行われたい。

(意見)

過去にも他局の事務所等における自動車通勤車両の駐車について、複数回改善を求めているが、いまだにこのような事例が見受けられる要因として、全庁的な許可基準等が存在しないことが考えられることから、行政運営調整局においては、許可を行う際の「やむを得ないと認められる場合」や使用料を減免できる場合等の基準について検討するとともに、全庁的な取組を進められたい。

(9) 時間外勤務を前提とした勤務ローテーションの改善を求めるもの（経済観光局）

経済観光局南部市場では、特別高圧電力の受変電施設を常時監視するため、土曜日

及び日曜日を含む毎日（24時間）、日中は技術職員が、夜間は嘱託職員が交替で勤務している。

そこで、勤務ローテーションについてみたところ、技術職員の土曜日の午後と日曜日の勤務は、勤務時間に関する規程によると勤務時間外であることから、超過勤務を前提としたローテーションとなっていた。

については、超過勤務をさせることを前提とした勤務ローテーションとすることは不適切と考えられるので、改められたい。

(10) 補助金交付の業務委託について改善を求めるもの（経済観光局）

経済観光局では、市内の中小製造業に対して技術者育成のための実技講座受講料の一部を補助する横浜市技術者育成支援事業を、事業と関連する社団法人に委託している。

そこで、社団法人への委託契約についてみたところ、本市業務の効率化等を理由として、補助金の申請受理、交付決定、支出事務等の一連の業務を一括して委託しており、事務費、広報費のほか補助金についても委託料として支出する契約内容となっていた。

については、補助金の交付決定等は市長が行うべきものであり、また、「地方自治法施行令」により補助金の支出事務は私人に委託することができないとされているので、委託契約の内容について改められたい。

【対象局が講じた措置内容】

経済観光局では、平成18年11月に、委託契約のうち補助金の支出部分について契約を解除し、補助金の交付決定・交付事務を横浜市が直接行うこととした。

(11) 休日急患診療所の固定資産税等について適切な事務処理を求めるもの（南区、戸塚区及び瀬谷区）

「横浜市市税条例施行規則」第19条の3第3号によると、区長は、休日急患診療所に係る固定資産税の納税義務者に対し、該当する範囲内で固定資産税を減免することができることされており、南区、戸塚区及び瀬谷区に所在する休日急患診療所について、各区長は、当該家屋に関する固定資産税を当該規定に基づき減免していた。

そこで、休日急患診療所として減免されている建物について、現地の状況を確認したところ、建物内に訪問看護ステーション、居宅介護支援センター等が併設されているにもかかわらず、建物全体が休日急患診療所として減免されていた。

については、当該家屋と償却資産について、使用状況を把握し、固定資産税等について、適切な事務処理を図られたい。

(12) 公金外現金の取扱いについて改善を求めるもの（南区）

本市以外の各種団体（実行委員会を含む。以下「団体」という。）の所有に属する現金のうち、業務の関係上本市職員が出納保管せざるを得ないものについては、「公金外現金事務処理要領」に基づき、公金と同様、厳正な取扱いを行わなければならないとされている。

そこで、南区の公金外現金に関する事務についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理を行うよう改められたい。

- ア 各団体が個別に管理すべき郵便切手について、複数の団体分を一括して管理していることから、団体ごとの受払や残高が確認できないもの（7団体）
- イ 現金預金出納簿の日付に、伺の決裁日を記入しているため、実際の現金の出納日が正しく表示されていないもの（1団体）
- ウ 平成17年度に事業が終了し、解散した団体について、預金口座の解約手続を済ませていないもの（2団体）
- エ 契約金額が10万円を超える額の委託について、特段の理由なく見積合せを行わず契約しているもの（1団体）
- オ 現金預金出納簿が作成されていないもの（1団体）

また、要領によると、団体の所管局区長は、「毎年1回以上所属職員の公金外現金の取扱いについて監査しなければならない。」とされているが、平成17年度は実施していなかったため、適切に監査を行われたい。

【対象区が講じた措置内容】

南区では、平成18年11月に、今後、適正な事務処理を行うことについて、区内各課に周知徹底を図るとともに、団体ごとの郵便切手管理、現金預金出納簿の記載方法等を改善し、事業が終了した団体の口座を解約した。また、同年12月には、公金外現金の監査を実施した。

(13) システム構築について適正な契約手続で行うことを求めるもの（南区）

南区では、戸籍課窓口の呼び出し番号表示器の更新に併せて、広報映像等を放映する機能を付加した「番号表示システム」を、平成18年3月に設置した。

そこで、当該システムの調達に係る一連の事務についてみたところ、システム開発等の委託を3件に分割し、サーバ機器等の物品購入は2件に分割して発注していたが、これら5件（合計4,409,895円）は、いずれも100万円未満で3者見積合せにより契約が行われており、発注日、契約日、履行期限、見積業者、契約の相手方がいずれも同じであり、一体のものとして執行されるべきものと考えられる。

また、執行向が省略され、仕様書についても見積価格を積算するための必要要件や求める機能水準等が示されていないため、事業や委託業務の内容確認が困難とな

っていた。

については、契約を分割することにより入札が行われないなど不適切な手続により契約が締結されたことから、今後は適正な事務執行を図りたい。

【対象区が講じた措置内容】

南区では、平成18年11月に、年度末に分割して発注することのないよう計画的な事業執行を行い、適正な手続による契約を行うなど、適切な事務執行について、区内各課に周知徹底を図った。

(14) 公園施設の修繕委託契約について適正な手続で行うことを求めるもの（戸塚区）

戸塚区では、土木事務所において所管する区内公園施設の維持管理を行っている。

そこで、公園施設の修繕委託業務についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

ア 弘法池公園の木道床板交換修繕委託業務について、ほぼ一月の間に4件に分割して発注し、すべて同一業者とそれぞれ100万円未満で単独随意契約が行われていた（合計3,706,500円）もの

イ 品濃中央公園の遊具修繕委託業務について、同一遊具の修繕を「上部」と「下部」の2件に分割して同日に発注し、同一業者とそれぞれ997,500円で契約が行われ、いずれも一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に登載されていない3者で見積合わせが行われていたもの

については、これらの4件及び2件の契約はそれぞれ一体のものとして執行すべきものと考えられるが、契約を分割することにより執行向が省略され入札が行われず、業者選定についても不適切な状況であったので、今後は適正な事務執行を図りたい。

【対象区が講じた措置内容】

戸塚区では、平成18年度から執行方法を見直し、戸塚土木管内公園施設修繕工事（その1）等の執行額及び工事本数を拡大し、計画的な事業執行を行うよう改めた。また、平成18年11月に、適正な手続による委託事務等の執行について、区内各課に周知徹底を図った。

(15) 未返納の仮ナンバーについて督促手続を適切に行うことを求めるもの（瀬谷区）

区役所では、「道路運送車両法」等の規定に基づき、自動車臨時運行許可の事務を行っている。許可を受けた者は、許可の有効期間満了日から5日以内に仮ナンバー等を返納することとされており、返納されない場合には、「区長は返納するよう督促を行い、督促をしても返納されない場合には現地調査などにより回収に努めなければならない」とされている。

そこで、瀬谷区の事務処理についてみたところ、返納期限を過ぎても返納されない

事例について、電話による督促は行われているものの、「横浜市自動車臨時運行許可事務の手引書」では、有効期限後30日目に配達証明による督促を行うことが目安とされているが、2か月経過後においても、文書による督促について実施されていない事例が16件あり、そのうち約半数については1年以上が経過しており、3年以上経過しているものも見受けられた。

については、申請者の責による仮ナンバーの汚損・き損などの場合には、実費弁償の請求を行う必要があること、また、申請者が居住不明や紛失した場合には失効手続が必要になること、未返納期間中に違法に使用される可能性があることなどから、督促事務は手引書に基づき適時適切に行うよう改められたい。

(16) 適正な物品管理を行うことを求めるもの（瀬谷区）

瀬谷区では、台風などによる雨水の増水等に対応するため、増水か所の排水を行う「可搬式エンジンポンプ」を土木事務所に備えている。

そこで、管理状況について確認するため土木事務所内物品庫を確認したところ、6台のポンプが確認されたが、いずれも物品管理簿への記載や備品整理票の貼付等がされていなかった。

については、管理しているすべてのポンプについて、「横浜市物品規則」に基づく出納手続を行った上で物品管理簿に記載するなど、適正な管理を行われたい。

また、土木事務所が発注した「平成17年度瀬谷土木事務所管内水路維持工事（その3）」契約の成果物として、ポンプを1台納品させていたが、備品として購入すべきものであるため、今後は適正な事務処理を図られたい。

【対象区が講じた措置内容】

瀬谷区では、平成18年12月に、今後、適正な予算科目で物品を購入することや物品管理を適正に行うことについて、区内各課に周知徹底を図るとともに、土木事務所で管理しているすべてのポンプについて出納手続を行った上で物品管理簿への記載等を行った。

第2 定期監査（工事関係）

1 監査の対象及び範囲

主として平成17年4月1日から平成18年8月31日までに契約された工事及び前年度から継続している工事（委託を含む。）について、次の局及び区を対象に監査を行った。

(1) 工事全般について実施した局及び区

- ア 港湾局
- イ 交通局
- ウ 南区
- エ 戸塚区
- オ 瀬谷区

【監査対象工事及び監査実施工事】

監 査 対 象 局 区	監査対象工事		監査実施工事 (監査対象工事の中から抽出)	
	件数	工事金額 (契約)	件数	工事金額 (契約)
港 湾 局	315件	166億 1,498万 2,482円	69件	69億 318万 6,570円
交 通 局	384件	1,669億 828万 4,117円	31件	187億 3,770万 9,900円
南 区	122件	15億 6,719万 7,877円	28件	3億 7,982万 8,771円
戸 塚 区	170件	21億 9,477万 7,420円	34件	3億 6,055万 365円
瀬 谷 区	127件	10億 9,332万 7,748円	19件	1億 5,933万 8,550円
計 (抽出率)	1,118件	1,883億 7,856万 9,644円	181件 (16.2%)	265億 4,061万 4,156円 (14.1%)

(2) 主な監査実施工事

ア 港湾局

南本牧埋立工事（第4ブロック中仕切護岸鋼管矢板打設工その1）、臨港幹線山内・瑞穂地区道路建設工事（連絡線橋梁上部工その2）、港湾局建築緊急修繕工事（その1）及び横浜港港湾情報システム等の保守点検等委託

イ 交通局

横浜環状鉄道車両製造、4号線信号設備工事、高速鉄道4号線センター工区軌道工事及び高速鉄道高島町駅補修工事及びあざみ野駅他12カ所エスカレーター保守委託

ウ 南区

県道弥生台桜木町線（六ツ川地区）舗装工事、南区宿町1丁目地内道路整備工事、南土木管内下水道修繕工事（その4）、鶴巻橋公園施設改良工事及び南区公園維持管理委託（その2）

エ 戸塚区

市道狩場町第133号線（都市計画道路権太坂和泉線一境木地区）道路整備工事（その6）、戸塚区戸塚町地内舗装補修工事、戸塚土木管内水路維持工事（その3）、平戸第二公園ほか10公園施設改良工事及び戸塚土木管内遊水池維持管理委託

オ 瀬谷区

瀬谷区三ツ境地内外1箇所舗装補修工事、瀬谷土木管内区画線設置工事、瀬谷土木管内水路維持工事（その3）、三ツ境第七公園ほか3公園施設改良工事及び瀬谷区街路樹等維持業務委託（その2）

2 監査の期間

平成18年9月1日から平成18年12月14日まで

3 監査の方法

今回の監査は、監査実施工事の計画、設計、契約、施工管理、安全管理、検査等が適正かつ効率的に執行されているか、また、環境負荷の低減が図られているかについて、関係書類の検査及び工事現場の調査等により実施した。

4 監査の結果

対象とした局及び区の工事は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

(1) 工事設計変更同等に、設計変更の内容を示した図面を添えるよう求めるもの（港湾局）

「横浜市工事設計変更取扱要綱」では、工事設計変更伺及び工事設計変更指示書には設計変更の内容を明示した設計書、仕様書、図面その他の関係図書を添えなければならないとされている。

そこで、港湾局建築緊急修繕工事（その1）についてみたところ、監督員の変更指示により山下ふ頭上屋事務室の窓枠漏水の修繕など32か所の工事を行っていたが、工事設計変更伺及び工事設計変更指示書に変更内容を示す図面が添えられていなかった。

港湾局では、建築緊急修繕工事においては、工事設計変更同等に図面を添えることとはしていなかったとのことであるが、今後は、工事設計変更伺には、設計変更の内容を示した図面も添えるよう、設計担当者等に周知徹底を図られたい。

【対象局が講じた措置内容】

港湾局では、平成18年11月に、工事設計変更伺及び工事設計変更指示書には設計変

更の内容を示した図面も添えるよう、設計担当者等に周知徹底を図った。

(2) 除草業務の諸経費率について改善するよう求めるもの（港湾局）

MM21中央地区並びに新港地区道路清掃業務委託についてみたところ、道路維持工事の諸経費率（約79%）を用いて委託費を算出していたが、主な作業内容は分譲予定地（管理地）の除草であり、技術者・作業員等の労働役務の提供が主体となっていた。

については、区土木事務所が発注している道路除草業務委託の諸経費率を参考にするなど、委託作業の内容を勘案した諸経費率に改められたい。

【対象局が講じた措置内容】

港湾局では、平成18年11月に、委託作業の内容を勘案して、除草委託業務の諸経費率を新たに定めるとともに、設計担当者等に周知徹底を図った。

(3) 適正な財産管理を行うよう求めるもの（港湾局）

南本牧埋立工事（汚水柵設置工）など2件についてみたところ、南本牧ふ頭の民地内に港湾局所有の汚水接続ます（真空弁付）を設置する際に、土地使用承諾書などを得ないで施工していた。

については、汚水接続ますの位置変更等のトラブルを未然に防止するため、民地内の汚水接続ますについて、施工前に土地使用承諾書などを得るよう改められたい。

【対象局が講じた措置内容】

港湾局では、平成18年11月に、民地内の汚水接続ますに関する土地使用承諾書の様式などを策定するとともに、今後、既に設置したものも含め承諾を得るよう、設計担当者等に周知徹底を図った。

(4) 実際の作業内容を反映した委託仕様書の作成などを求めるもの（港湾局）

横浜港港湾情報システム等の保守点検等委託の委託仕様書についてみたところ、ハードウェア保守業務については、定期的な点検業務や障害対応業務などが記載されていたが、点検の時期・回数及び作業報告書の提出などが明記されていなかった。

そこで、実際の作業実績について確認したところ、当該保守業務は年間のフルメンテナンスの保守業務であり、定期点検を年2回実施し、年間を通した障害対応や部品の取替及び修理も行っていた。

については、フルメンテナンスの保守業務であることや、点検の時期・回数及び作業報告書の提出などを明記するなど、実際の作業内容を反映した適正な委託仕様書とするよう改められたい。

【対象局が講じた措置内容】

港湾局では、平成18年11月に、委託仕様書の内容を実際の作業内容を反映したものに改訂した。

(5) 電気設備工事の積算要領等を改めるよう求めるもの（交通局）

交通局では、土木工事、建築工事及び建築設備工事の建設資材の設計単価については、市で定める共通単価表を用いて積算し、同表にないものについては、建設資材の価格情報誌である「建設物価」及び「積算資料」の資材単価等を比較して、安価な方を設計単価に採用することとしている。

一方、受変電設備工事等の特殊機器を含む電気設備工事については、交通局が独自に「電気設備工事積算要領」等を作成しており、同要領等では価格情報誌の比較をせずに「建設物価」の資材単価等を優先的に採用することとしている。

については、他の工事の設計単価の取扱いと一致させるよう同要領等を改められたい。

【対象局が講じた措置内容】

交通局では、平成18年11月に、建設物価・積算資料の価格を用いるときは両者のうち安価な価格を設計単価に採用するよう「電気設備工事積算要領」等を改訂して、他の工事の設計単価の取扱いと一致させるとともに、設計担当者等に周知徹底を図った。

(6) 適正な契約変更手続を行うよう求めるもの（戸塚区）

「横浜市契約規則」等によれば、契約の内容を変更するときは、変更契約書を作成しなければならないとされ、軽易な契約の変更については、必要な事項を記載した請書がある場合は変更契約書の作成を省略することができるとされている。

そこで、戸塚土木管内水路維持工事（その3）についてみたところ、監督員の変更指示により東俣野町の水路しゅんせつなど10か所の工事を行っていたが、変更契約書の作成、又はそれに代わる、工事設計変更指示書等の交付と請負業者からの請書の提出がなされていなかった。

については、今後、工事内容の変更が生じた場合には、適正な契約変更手続を行うよう、設計担当者等に周知徹底を図られたい。

【対象区が講じた措置内容】

戸塚区では、平成18年11月に、工事内容の変更が生じた場合には適正な契約変更手続を行うよう、設計担当者等に周知徹底を図った。

第 1 回財政援助団体等監査結果報告

財政援助団体等監査

1 監査の対象及び範囲

主として平成17年4月1日から平成18年8月31日までに執行された出納その他の事務について、次の団体において監査を行った。ただし、財政援助団体については本市からの財政援助に係る事務、公の施設の管理団体については次に掲げた公の施設の管理事務について、監査を実施した。

(1) 出資団体

ア 財団法人横浜市国際交流協会（都市経営局）

(2) 財政援助団体

ア 横浜市職員厚生会（行政運営調整局）

イ 横浜市交通局厚生会（交通局）

ウ 横浜市立学校教職員互助会（教育委員会事務局）

(3) 公の施設の管理団体

ア 財団法人横浜市国際交流協会

公の施設：横浜市国際学生会館（教育委員会事務局）

2 監査の期間

平成18年9月1日から平成18年12月14日まで

3 監査の方法

今回の監査は、「監査の対象及び範囲」に示した団体の事務及び当該団体に関する局の事務が、関係法規、財務関係規程等に基づき適正に執行されているか、補助金等は交付条件に従って使用されているか、公の施設の管理は委託契約等に基づき適正に実施されているか、などについて実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

4 監査の結果

対象とした団体の事務及び定期監査を実施した当該団体に関する局の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、局にあっては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあっては局の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

財政援助団体：横浜市職員厚生会（行政運営調整局）

(1) 廃止した貯蓄事業について適切な会計処理を求めるもの（横浜市職員厚生会）

横浜市職員厚生会では、平成13年度に貯蓄事業を廃止し、会員に預り金の返還を行ったが、平成18年10月現在228口座の約263万円が未返還となっているにもかかわらず、事業が終了したとの理由から、決算書に貯蓄事業に関する貸借対照表を記載していなかった。

決算書は財政状態を会員等に報告するために、すべての資産及び負債を表示すべきものであることから、貯蓄事業に関する貸借対照表を記載するよう改める必要があると認められた。

また、一部の口座所有者からは、預金を放棄する旨の文書を受領しているので適切な処理を行う必要があると認められた。

(2) サークル助成金について適切な精算を求めるもの（横浜市職員厚生会）

横浜市職員厚生会では、文化・体育サークル活動を行う団体を対象に、「助成金等交付要綱」に基づき1団体につき年間10万円を限度に助成金を交付している。

そこで、平成17年度の助成金の支出状況についてみたところ、助成を受けた34団体のうち、平成18年10月時点で助成金精算書が未提出の団体が2団体あった。

また、精算書類をみたところ、金券類を購入したがその使用目的がサークル活動のためと確認できないものや助成対象年度以前の日付のものが一部に見受けられた。

については、助成金の精算書を会計年度終了後速やかに提出させ、精算書で助成金の使用目的等が確認できるように改める必要があると認められた。

(3) 食堂設備の修繕等について適切な検査・確認を求めるもの（横浜市職員厚生会）

横浜市職員厚生会（以下「厚生会」という。）では、本市の使用許可を受けて、市庁舎及び区庁舎の一部を使用し、本市職員に対する福利厚生のために食堂事業を行っている。

事業は食堂事業者への委託により行っているが、各食堂の厨房機器等は厚生会が設置・所有し、これを食堂事業者に貸与しており、故障等が発生した場合は厚生会が修繕等を行い、支出に当たっては、本市の規定に準じて完了の検査又は確認を行うこととしている。

そこで、平成17年度の食堂施設の修繕等約50件についてみたところ、このうち区庁舎食堂については、いずれも完了検査調書等では、厚生会職員が現地での立会いによる方法での検査・確認を実施したとして検査・確認の押印をしていたが、実際には現地での立会は行っておらず、完了を確認できる写真等の添付もなかった。

については、必要な検査・確認を適切に行うよう改める必要があると認められた。

財政援助団体：横浜市交通局厚生会（交通局）

(4) 一般会計用地の使用について適切な事務処理を求めるもの（交通局及び横浜市交通局厚生会）

横浜市交通局厚生会（以下「厚生会」という。）は、磯子区内で横浜交通会館（以下「会館」という。）の管理運営を行っているが、会館敷地に隣接する本市の土地（一般会計の普通財産）2か所について、文書による使用承諾手続を行わずに、堅固な車庫を土地の一部に築造するなどして、会館の附属施設として無償で駐車場等に利用していた。

また、交通局は、当該土地の使用について必要な手続等を行うよう厚生会に対して指導していなかった。

については、当該土地の使用に関し適切に事務処理を行うよう改められたい。

(5) 会員補助について適切な使途確認などを求めるもの（横浜市交通局厚生会）

横浜市交通局厚生会は、職員の福利厚生の一環として、事業所及び任意の会員団体に対して補助金を交付している。

そこで、平成17年度の補助金交付についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、補助対象を明確にして補助するとともに、精算に当たっては、使途が職員の福利厚生に資するものであることを十分に確認する必要があると認められた。

ア 市営バス営業所など事業所に対して交付している事業所補助金について、領収書がないなど具体的な使途を確認できないもの及び会員の福利厚生に使用しないまま、補助金全額を翌年度に繰り越しているもの

イ 文化的教養の向上、体力の増強及び親睦を図るため会員で組織された団体（横浜市交通局文化会）に対して交付している補助金について、補助要件や配分方法が要綱等で明確に定められておらず、福利厚生目的に使用されていることが確認できないもの

(6) 食堂事業における過年度収入の分配について見直しを求めるもの（横浜市交通局厚生会）

横浜市交通局厚生会では、交通局保土ヶ谷営業所など12事業所で職員食堂事業を行い、各事業所の食堂における、売上収入から、支出のうち材料費、消耗品代、電話代、ガス代及び負担金を差し引いた金額を、食堂事業に係る利益金（以下「益金」という。）とみなすこととしている。

しかし、この「益金」は、食堂事業に必要な人件費等を一切考慮せずに計算されたものであり、平成17年度決算では、人件費等を含めた食堂事業収支は全体で約1億4,800万円の赤字となっている。

また、平成18年7月末現在で、総額約2,200万円の「益金」があると算出しており、その約7割（約1,500万円）を各事業所に分配することが評議会で決議されている。

については、「益金」相当額を各事業所に分配することには合理的理由はなく、不適切であると認められた。

(7) 共有建物の管理運営について適正な事務執行を求めるもの（横浜市交通局厚生会）

横浜市交通局厚生会（以下「厚生会」という。）では、昭和45年に横浜交通会館（以下「会館」という。）を団体と共同建設し（敷地は交通局から借受け）、現在の登記簿上の厚生会の建物持分割合は、19,382分の17,203（約88.8%）となっている。

また、会館の管理運営は、共有者と会館管理運営委員会（以下「委員会」という。）を構成し、一切の管理運営業務を委員会に行わせるとともに、費用負担として管理運営経費等の半額（50%）を負担金として支出している。

そこで、会館の管理運営状況及び負担金の使途についてみたところ、以下のようなものが見受けられたので、適正な事務執行に改める必要があると認められた。

ア 共有者が独自に負担すべき会館敷地の土地賃借料について、管理運営経費の中から支払っていたもの

イ 会館の維持管理のため管理人を置いているが、管理人に住居を提供し、その家賃及び光熱水費等は徴収せず、管理業務の費用と相殺していたもの

ウ 厚生会及び共有者以外の第三者が、会館の一部を事務室として専用使用しているが、使用料等を徴収していないもの

(意見)

会館は厚生会と共有者の専用事務室のほか、会議室等を会員又は一般に貸し出すことになっているが、厚生会に会館の利用実態を聴取したところ、会員等による利用実績はほとんどなく、共有者（その下部組織等を含む。）が主に会館を利用し利用料収入につながっていない（規定上、利用料は徴収しないとされている。）とのことであり、会員の福利厚生目的に厚生会が会館を現在の持分割合で保有し続ける必要性は低いと考えられる。

厚生会が負担する管理運営経費等が、平成17年度は1,250万円と多額になっていることも踏まえ、厚生会の建物持分の処分を含めた有効活用について検討する必要があると認められた。

財政援助団体：横浜市立学校教職員互助会（教育委員会事務局）

(8) 自主企画旅行への役職員の同行等について見直しを求めるもの（横浜市立学校教職員互助会）

横浜市立学校教職員互助会（以下「互助会」という。）では、会員向けの団体旅行を企画・催行し、参加者の統率や行程中の安全確保などを目的に、互助会役員及び職員が業務出張として旅行に同行している。

そこで、平成17年度の同行状況についてみたところ、互助会役員及び職員が同行しているすべての旅行に旅行会社の添乗員が同行しており、参加者を対象とした傷害保険に互助会が加入していたことから、互助会役員及び職員が同行する必要性は低いと考えられるので、原則として旅行に同行しないよう改める必要があると認められた。

また、役員及び職員が旅行の下見や保養施設借上のための事前視察として業務出張を行っていたが、業務の必要性や出張人員等について十分精査する必要があると認められた。

(9) 旅行補助券等について適切な管理を求めるもの（横浜市立学校教職員互助会）

横浜市立学校教職員互助会では、毎年度会員に対して互助会指定旅行社等利用券を配付している。また、本市教職員として勤続満10年、満20年及び満30年に達した会員並びに横浜市教育委員会の所管に属する学校に引き続き10年以上勤務し退職又は死亡した会員に対して旅行補助券を支給している。

そこで、互助会指定旅行社等利用券及び旅行補助券（以下「補助券等」という。）の管理状況をみたところ、補助券等の受払を管理する台帳などを作成しておらず、未発送の補助券等の残数を正確に把握していなかったため、適切な管理を行う必要があると認められた。

【対象局が講じた措置内容】

教育委員会事務局では、互助会に対して、補助券等の受払簿などを備え、適宜残数確認を行い、補助券等の残数を常時正確に把握し適切な管理を行うよう指導し、互助会は補助券等の受払簿を作成し、適切な管理を行うよう改めた。

公の施設：横浜市国際学生会館（教育委員会事務局）

(10) 指定管理料の精算の必要性について見直しを求めるもの（教育委員会事務局）

教育委員会事務局では、横浜市国際学生会館については、平成18年度から指定管理者制度を導入しているが、「横浜市国際学生会館の管理に関する協定書」や「横浜市国際学生会館管理の基準」において、居室使用料及び本市委託事業費で実施した事業の受講料は、市の歳入とし、管理運営に要する経費及び自主事業実施に係る費用については指定管理料の範囲内で行い、指定管理料については精算することとしていた。

指定管理者制度の導入は、指定管理者となった民間事業者等に公の施設の管理運営をゆだね、ノウハウの活用などにより市民サービスの向上、経費の節減等を図ることを目的としていることから、指定管理料の精算について見直されたい。

(11) 横浜市国際学生会館の研修室及びホールについて利用率向上に向けた検討を求めるもの（教育委員会事務局）

（意見）

教育委員会事務局では、外国人の留学生、研究者等に宿泊施設を提供すること等を目的として鶴見区に横浜市国際学生会館を設置しているが、館内にある研修室（2室：計101㎡）及び多目的ホール（121㎡）の使用状況についてみたところ、平成17年度の稼働率（午前、午後及び夜間各時間帯の使用実績の有無により算出したもの）は、研修室が28.3%、ホールが18.5%にとどまっていた。

これは、使用目的を国際交流、異文化理解に関するものなどに限定している（利用の多くが語学講座の開催）ことなどが、理由として考えられる。

については、研修室及び多目的ホールの利用率の向上に向け検討されたい。

(12) 横浜市国際学生会館に係る収入について適切な事務処理を求めるもの（教育委員会事務局及び横浜市国際学生会館）

横浜市国際学生会館（以下「学生会館」という。）に係る収入事務について、次のような状況が見受けられたので、適切な事務処理に改められたい。

ア 教育委員会事務局は、学生会館使用料の徴収事務を、財団法人横浜市国際交流協会（以下「協会」という。）に委託しているが、協会は月ごとの債権を調定しておらず、市は、協会から納付された使用料の実収入額により調定を行っていたため、年度末に未納があった場合にも収入未済額を計上していなかったもの

イ 語学講座の受講料並びに入居者による水道使用料及び洗濯機・乾燥機の使用料については市の歳入としているが、語学講座以外の自主事業の参加費、コピー機の使用料等は協会の収入にしているなど、収入の処理方法が明確な基準によらず異なっていたもの

(13) 横浜市国際学生会館の管理運営について協定書の遵守を求めるもの（横浜市国際学生会館）

横浜市国際学生会館の休館日は、「横浜市国際学生会館条例施行規則」において、毎月第4月曜日及び年末年始とされている。また、「横浜市国際学生会館の管理に関する協定書」（以下「協定書」という。）によると、施設及び設備の維持管理に関する業務を除き、施設運営に関する業務等は指定管理者が直接行うものとして、第三者

への委託が禁じられている。

そこで、施設の管理運営状況についてみたところ、指定管理者である財団法人横浜市国際交流協会は、休館日以外の月曜日及び祝日を勤務を要しない日又は休日として、時間外事務を委託する警備会社に、臨時宿泊室の宿泊手続、研修室・ホールの予約受付等を含めて委託していた。

については、協定書に基づいた施設の管理運営を行う必要があると認められた。

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体の概要（特に記載のないものは平成18年7月1日現在）

1 出資団体

(1) 財団法人横浜市国際交流協会

設 立 年 月 日	昭和 57 年 12 月 28 日							
所 在 地	横浜市西区みなとみらい一丁目 1 番 1 号 パシフィコ横浜 横浜国際協力センター 5 階							
設 立 目 的	国際性・先進性を有する横浜という都市の特質を生かし、個性と活力にあふれた国際交流活動を実施することにより、横浜の国際文化都市としてのより一層の発展に寄与するとともに、国際相互理解の増進と国際親善の促進を図ることを目的とする。							
代 表 者	理事長 吉村 恭二							
役 職 員 数	役員数 12人 職員数 22人							
主 な 事 業 内 容	1 国際交流・協力活動の促進・支援 2 地域の国際化の促進・支援 3 国際交流・協力等に関する情報の収集・提供 4 国際交流・協力等に関する施設の管理及び運営 5 横浜に拠点を置く国際機関等の支援 6 その他設立の目的を達成するため必要な事業							
横 浜 市 か ら の	出 資 額 等 〔平成17年〕 〔度末現在〕	基本金 1,497,000,000円のうち 1,120,056,028円（出資比率 74.8%） 貸付金残額 38,000,000円						
	平成 17 年度 補 助 額 等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">運営費補助</td> <td style="text-align: right;">221,948,371円</td> </tr> <tr> <td>国際機関支援事業補助ほか</td> <td style="text-align: right;">175,719,237円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">397,667,608円</td> </tr> </table>	運営費補助	221,948,371円	国際機関支援事業補助ほか	175,719,237円	合 計	397,667,608円
	運営費補助	221,948,371円						
	国際機関支援事業補助ほか	175,719,237円						
合 計	397,667,608円							
平成 17 年度 委 託 料	横浜市国際学生会館管理運営委託料ほか	163,603,409円						

2 財政援助団体

(1) 横浜市職員厚生会

設 立 年 月 日	昭和23年8月1日	
所 在 地	横浜市中区港町1丁目1番地	
設 立 目 的	会員の互助共催及び福利厚生を増進を目的とする。	
代 表 者	会長 有木 文隆	
役 員 数	役員数 46人	
主 な 事 業 内 容	1 慶弔・互助給付事業 2 職員会館・厚生会寮の運営事業 3 食堂売店・理美容事業 4 カフェテリアプラン事業 5 サークル助成事業 6 その他の福利厚生事業	
横 浜 市 か ら の 平 成 1 7 年 度 補 助 額 等	横浜市職員厚生会事業助成金	748,263,883 円

(2) 横浜市交通局厚生会

設 立 年 月 日	昭和21年4月1日	
所 在 地	横浜市磯子区滝頭二丁目31番20号	
設 立 目 的	会員の互助共済及び福利厚生を増進を目的とする。	
代 表 者	会長 魚谷 憲治	
役 員 数	役員数 52人	
主 な 事 業 内 容	1 扶助共済事業 2 福利厚生事業 3 文化体育及び教養に関する事業 4 その他必要な事業	
横 浜 市 か ら の 平 成 1 7 年 度 補 助 額 等	厚生事業助成金	302,615,000 円
	被服及び職員宿舍管理分担金	16,080,000 円
	合 計	318,695,000 円

(3) 横浜市立学校教職員互助会

設 立 年 月 日	昭和35年4月1日	
所 在 地	横浜市中区港町1丁目1番地	
設 立 目 的	会員の互助共済及び福利厚生を増進を目的とする。	
代 表 者	会長 押尾 賢一	
役 員 数	役員数 27人	
主 な 事 業 内 容	1 給付事業 2 健康・余暇活動等支援事業 3 厚生事業 4 貸付事業 5 購買及び保険事業 6 保養所管理運営事業 7 その他会員の福利厚生を増進に関する事業	
横 浜 市 か ら の 平 成 1 7 年 度 補 助 額 等	横浜市立学校教職員互助会事業助成金	299,330,066 円

3 公の施設管理受託団体

(1) 財団法人横浜市国際交流協会

公の施設：横浜市国際学生会館

団体概要は1(1)を参照		
施 設 概 要	設 置 場 所	横浜市鶴見区本町通4丁目171番地の23
	設 置 年 月 日	平成6年5月1日
	設 置 目 的	外国人の留学生、研究者等に宿泊施設を提供するとともに、市民の国際理解の増進に寄与することを目的とする。
	主 な 事 業 内 容	1 外国人の留学生、研究者等のための宿泊施設の提供 2 市民の国際理解並びに教育及び研究に関する国際交流 3 その他会館の設置の目的を達成するために必要な事業
	横 浜 市 か ら の 平 成 1 7 年 度 委 託 料	99,249,201 円

